

国立大学法人徳島大学における取引業者からの誓約書の徴取について

平成26年11月1日

国立大学法人徳島大学

【経緯】

国立大学法人徳島大学（以下「本学」という。）では、国立大学法人としての業務遂行にあたり文部科学大臣が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を遵守し、「国立大学法人徳島大学における競争的資金の取扱に関する規則」及び「国立大学法人徳島大学における競争的資金に関する不正防止計画」を制定するなど、公正かつ適正な遂行に資する取組を行ってきたところです。

しかしながら、昨今、全国の研究機関における公的研究費の不正使用が後を絶たず社会問題としても大きく取り上げられる事態となっているところから、平成26年2月18日付で同ガイドラインが改正され、公表されました。

本学では、同ガイドラインの改正を受けて、その取組の一環として、本学構成員と取引業者の緊密な関係が不正取引（不正行為）の発生を誘発する一因となることを危惧し、癒着防止に係る更なる対策を講じるものとなりました。

具体的には、「国立大学法人徳島大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」の一部改正を行うとともに、取引業者から誓約書を徴取するものとなりました。

【概要】

1 誓約書の提出を求める対象範囲

原則、本学と取引を行うすべての業者とします。（ただし、下記の者を除く。）

- (1) 国，地方公共団体，独立行政法人等の公的機関
- (2) 学校法人
- (3) 国際組織，外国企業等
- (4) 電気，ガス，水道，電話，郵便事業者等
- (5) 弁護士，特許・税理士事務所等
- (6) 商取引の相手方ではない個人
- (7) その他，本学が提出の必要がないと判断したもの

2 誓約書様式

別紙様式のとおりに

3 誓約書の提出方法及び提出先

(1) 提出方法

持参又は郵送にて提出願うものとします。

(2) 提出先 各契約担当

【工事等】 〒770-8501 徳島市新蔵町2丁目24番地
施設マネジメント部施設企画課

【附属図書館】 〒770-8507 徳島市南常三島町2丁目1番地
または 〒770-8508 徳島市蔵本町3丁目18番地の15
学術情報部図書情報課

【常三島地区】 〒770-8506 徳島市南常三島町2丁目1番地
財務部常三島会計課

【蔵本地区】 〒770-8503 徳島市蔵本町3丁目18番地の15
財務部蔵本会計課

【病院】 〒770-8503 徳島市蔵本町2丁目50番地の1
病院経理調達課

4 その他

誓約書の提出依頼にあたっては、不正取引（不正行為）防止対策の一環として、以下の情報を本学ホームページで公開し周知します。

- (1) 発注・検品・検収について
- (2) 物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領
- (3) 契約情報の公表
- (4) 調達情報

5 適用開始

平成26年11月1日より適用するものとします。